

プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 本日の検討の概要

前回の検討

1. 当委員会は、2016 年 2 月 4 日に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）の公表を行った（2016 年 4 月 22 日に一部改訂）。意見募集文書に対するコメントは 2016 年 5 月 31 日に締め切られ、33 通のコメントレターが寄せられた。
2. 第 66 回收益認識専門委員会（2016 年 6 月 23 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 339 回企業会計基準委員会（2016 年 6 月 29 日開催）では、寄せられたコメントの概要を説明し、今後の検討の進め方を議論した。
3. 前回までの専門委員会及び企業会計基準委員会では、モデルケースとして一部の個別論点について、会計基準の様式や課題及び対応案を議論した。議論された個別論点は以下のとおりである。

論点	専門委員会	企業会計基準委員会
【論点 7】 返品権付き販売	第 67 回 (2016 年 7 月 12 日開催)	第 341 回 (2016 年 7 月 25 日開催)
【論点 6】 変動対価	同上	同上
【論点 9①②】 一定の期間にわたり 充足される履行義務	第 68 回 (2016 年 8 月 3 日開催) 第 69 回 (2016 年 8 月 22 日開催)	第 342 回 (2016 年 8 月 10 日開催)
【論点 10】 一時点で充足される 履行義務	第 69 回 (2016 年 8 月 22 日開催)	—
【論点 13】 本人か代理人かの検 討（総額表示又は純額 表示）	第 69 回 (2016 年 8 月 22 日開催)	—

なお、前回の企業会計基準委員会で聞かれた意見は、審議事項(5)-5 に、第 69 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(5)-6 に記載している。

本日の検討事項

4. 今後、全般的な進め方を検討するにあたって、本日の審議においても、いくつかの個別論点について、会計基準の様式や意見募集文書等で寄せられたコメントを踏まえた課題及び対応案についてモデルケースとして議論し、開発する収益認識に関する会計基準のイメージを共有することを試みたい。
5. 前回の専門委員会において、モデルケースとして【論点 9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務を審議した。その議論を踏まえて、資料を一部修正しているため、当該資料について審議を行う（審議事項(5)-2）。
6. また、本日は、モデルケースとして次の個別論点について審議を行う。
 - 審議事項(5)-3：【論点 10】一時点で充足される履行義務
 - 審議事項(5)-4：【論点 13】本人か代理人かの検討（総額表示又は純額表示）

以 上